

新前橋法律事務所

弁護士報酬等規程

(2026年8月改訂版)

I 法律相談料

30分以内の法律相談 5500円(消費税込み)

30分超過後、30分ごとに5500円加算

II 個別事件ごとの報酬基準

- 費用は消費税(10%)込みの価格です。
- 以下の基準は目安です。依頼者様と担当弁護士の協議の上で決定します。
- 事件の難易等により弁護士報酬は増減をします。

1 民事事件(金銭請求等)・労働事件

(1) 示談交渉

i [着手金] 22万円～

ii [報酬金]

経済的利益の額	報酬金
～ 300万円	経済的利益の額の17.6%
300万0001円～3000万円	経済的利益の額の11% + 19万8000円
3000万0001円～ 3億円	経済的利益の額の6.6% + 151万8000円
3億0000万0001円～	経済的利益の額の4.4% + 811万8000円

(2) 調停事件・労働審判事件

i [着手金] 33万円～

ii [報酬金] 示談交渉と同じ※調停期日が合計5回超えた場合(Web・電話含む)は1回あたり日当の追加費用が生じます。前橋と高崎の裁判所以外の場合は1回目から日当の追加費用が生じます。

- (3) 訴訟事件
 - i [着手金] 44万円～
 - ii [報酬金] 示談交渉と同じ

2 相続事件

- (1) 遺言書作成
 - [手数料] 定型的なもの 11万円～
非定型的なもの 22万円～
 - ※公正証書による遺言書を作成する場合は、上記手数料の他に、日当がかかります。また、公証役場に対して支払う実費が必要となります。
- (2) 相続放棄 相続人1名につき5万5000円～
- (3) 交渉・調停・訴訟
 - 「1 民事事件（金銭請求等）・労働事件」と同じ
 - 調停が審判移行した場合には追加で着手金11万円～
 - ※調停期日・審判期日が合計5回超えた場合（Web・電話含む）は1回あたり日当の追加費用が生じます。前橋と高崎の裁判所以外の場合は1回目から日当の追加費用が生じます。
- (4) 遺言執行者
 - [報酬] 相続財産の16.5%～

3 離婚等事件

離婚、婚姻費用、養育費、親権、面会交流、財産分与など

- (1) 調停・交渉
 - i [着手金] 33万円～
 - ※調停が審判移行した場合には追加で11万円～
 - ii [報酬金]
 - ① 将来の婚姻費用・養育費 3ヶ月分×1.1～
 - ② 離婚できた場合又は離婚を回避できた場合 33万円～
 - ③ 回収又は減額 その金額の16.5%～
 - ④ 親権 子1人あたり11万円～
 - ⑤ 面会交流の取り決め 11万円～

※調停期日・審判期日が合計5回超えた場合（Web・電話含む）は1回あたり日当の追加費用が生じます。前橋と高崎の裁判所以外の場合は1回目から日当の追加費用が生じます。

(2) 離婚訴訟事件

i [着手金] 44万円～

ii [報酬金] (1)と同じ

4 刑事事件（少年事件を含みます。）

- ・ 留置施設に勾留中は接見の度に日当がかかります。

(1) 成人事件

【起訴前】

i [着手金] 33万円～

ii [報酬金]

① 身柄解放（準抗告） 11万円～

② 公判請求を免れた場合（略式罰金、不起訴等） 33万円～

【起訴後】

i [着手金] 33万円～

ii [報酬金]

① 身柄解放（保釈） 11万円～

② 罰金刑 33万円～

③ 検察官求刑からの減刑（執行猶予を含みます） 33万円～

④ 無罪 110万円～

(2) 少年事件

【起訴前】 成人と同じ

【家裁送致後】

着手金 33万円～

報酬金 ①不処分、保護観察（少年院に行かずに済んだ場合） 33万円～

②調査官の意見よりも軽い処分とできた場合 33万円～

例：逆送意見→少年院送致の場合

5 債務整理（倒産処理手続（破産・再生）・任意整理事件）

(1) 自己破産手続

[手数料]

種 類		手数料
法人の自己破産手続		55万円～ ※債務額・債権者数等による(個別に協議)
個人	事業者である個人の自己破産手続	55万円～
	事業者でない個人の自己破産手続	33万円～

(2) 民事再生手続

[手数料]

種 類		手数料
法人の民事再生手続		110万円～
個人	事業者である個人の手続	110万円～
	事業者でない個人の手続 (小規模個人再生・給与所得者等再生)	44万円～
	※ 住宅ローン特則を付する場合	上記に11万円を加算

(3) 任意整理事件、過払金請求事件

i [着手金]

債権者数	着手金	債権者数	着手金
1	4万4000円	6	23万1000円
2	8万8000円	7	25万3000円
3	13万2000円	8	27万5000円
4	16万5000円	9	29万7000円
5	19万8000円	10	31万9000円

※債権者数が10を超える場合は、10を超える債権者ごとに2万2000円を加算します。

※債務総額の10%までの範囲で増額する場合があります。

ii [報酬金]

場 合	報酬金
債務減額に成功した場合	減額に成功した額の11%
任意整理事件中、過払金が判明し、その返還を受けた場合	返還を受けた金額の22%の額 訴訟した場合は27.5%

6 書面作成・リーガルチェック

〔手数料〕 定型的なもの 5万5000円～
非定型的なもの 11万円～

Ⅲ 顧問料

企業や個人の方向けの顧問料です。

種 類		顧問料
法人の顧問契約		月額5万5000円～
個人	事業者である個人の顧問契約	月額5万5000円～
	事業者でない個人の顧問契約	月額3万3000円～

※ただし、2時間／月まで。それ以降は1時間あたり2万7500円かかります。

※見守り契約、財産管理契約、任意後見契約、死後委任契約を一体としたホームロイヤー契約をご検討の方は、担当弁護士にご相談ください。

Ⅳ 日当

所要時間	日 当
2時間～	1回1 弁護士あたり 3万3000円
4時間～	1回1 弁護士あたり 6万6000円
7時間～	1回1 弁護士あたり 11万0000円

※所要時間には往復移動時間も含まれます。

以上